

平成 30 年 3 月 13 日

株主各位

茨城県高萩市上手綱 3333 番地 3  
株式会社シンニッタン  
代表取締役社長 橋本 諭

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 2 株の割合に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 3 月 31 日と定めましたので、公告いたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は平成 30 年 4 月下旬にお届出のご住所にお送りする予定です。
2. 平成 30 年 4 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続をお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社  
お問合せ先 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
フリーダイヤル 0120-782-031